



この写しは、地方税法第380条第3項の規定により備えている税務資料であり、土地の位置・形状・地積等について地積測量図としての正確さを有していませんので測量には使用出来ません。また法務局の図面とは異なる場合がございますので、ご承知願います。 中津川市

